

風水害による発令基準

体制区分	発令基準
注意準備	<ol style="list-style-type: none"> 1) 連続雨量が次項4に定める<u>注意準備対象雨量</u>に達した場合 2) 対策部長が必要と判断した場合 3) 道路対策本部長が必要と判断した場合
注意体制	<ol style="list-style-type: none"> 1) 連続雨量が次項4に定める<u>注意体制対象雨量</u>に達した場合 2) 国又は和歌山県(紀南管内)の管理する河川の「はん濫注意情報」(警戒レベル2相当)が発令され、国道に浸水被害の恐れがある場合 3) 対策部長が必要と判断した場合 4) 道路対策本部長が必要と判断した場合
警戒体制	<ol style="list-style-type: none"> 1) 連続雨量が次項4に定める<u>警戒体制対象雨量</u>に達した場合 2) 道路災害により通行規制を行う必要がある場合 3) 国又は和歌山県(紀南管内)の管理する河川の「はん濫警戒情報」(警戒レベル3相当)「はん濫危険情報」(警戒レベル4相当)が発令され、国道に浸水被害の恐れがある場合 4) 対策部長が必要と判断した場合 5) 道路対策本部長が必要と判断した場合
非常体制 B	<ol style="list-style-type: none"> 1) 連続雨量が次項4に定める<u>非常体制対象雨量</u>に達した場合 2) 通行止が発生した時または緊急事態が予測される場合 3) 国又は和歌山県(紀南管内)の管理する河川の「はん濫発生情報」(警戒レベル5相当)が発令され、国道に浸水被害の恐れがある場合 4) 強風により通行規制を行う必要がある場合 5) 対策部長が必要と判断した場合 6) 道路対策本部長が必要と判断した場合
非常体制 A	<ol style="list-style-type: none"> 1) 重大かつ大規模な被害が発生し、交通が途絶した場合 2) 国又は和歌山県(紀南管内)の管理する河川の「はん濫発生情報」(警戒レベル5相当)が発令され、国道に浸水被害の恐れがある場合 3) 強風により通行規制を行う必要がある場合 4) 対策部長が必要と判断した場合 5) 道路対策本部長が必要と判断した場合

地震による発令基準

体制区分	発令基準
注意体制	1) 管内に <u>震度4</u> の地震が発生した場合 2) 対策部長が必要と判断した場合 3) 道路対策本部長が指示した場合
警戒体制	1) 管内に <u>震度5弱</u> の地震が発生した場合 2) 対策部長が必要と判断した場合 3) 道路対策本部長が必要と判断した場合
非常体制	1) 管内に <u>震度5強以上</u> の地震が発生した場合 2) 地震による重大かつ大規模な災害が発生した場合 3) 対策部長が必要と判断した場合 4) 道路対策本部長が必要と判断した場合

「管内」とは、国道42号及び紀勢自動車道が通っている以下の地域とする。

御坊市、印南町、みなべ町、田辺市、上富田町、白浜町、すさみ町、串本町、那智勝浦町、太地町、新宮市、紀宝町

田辺工作班の管内は、御坊市、印南町、みなべ町、田辺市、上富田町、白浜町

串本工作班の管内は、白浜町、すさみ町、串本町

新宮工作班の管内は、串本町、那智勝浦町、太地町、新宮市、紀宝町

紀勢線工作班の管内は、田辺市、上富田町、白浜町、すさみ町とする。

津波による発令基準

体制区分	発令基準
注意体制	1) 管内に津波注意報が発表された場合 2) 対策部長が必要と判断した場合 3) 道路対策本部長が指示した場合
警戒体制	1) 管内に津波警報が発表された場合 2) 対策部長が必要と判断した場合 3) 道路対策本部長が指示した場合
非常体制	1) 管内に大津波警報が発表された場合 2) 津波による通行止めを行った場合 3) 津波による重大な被害が発生した場合 4) 対策部長が必要と判断した場合 5) 道路対策本部長が指示した場合

【地震災害時の体制区分】

1. テレビ、防災無線等による地震・津波等の速報により、地震及び津波による発令基準のどちらか、または両方が該当した場合、重大な体制を優先するものとする。

道路災害による発令基準

体制区分	発 令 基 準
注意体制	1) 道路災害により、 <u>通行規制の恐れ</u> がある場合 2) 対策部長が必要と判断した場合
警戒体制	1) 道路災害により、 <u>通行規制が予期</u> される場合 2) 対策部長が必要と判断した場合 3) 道路対策本部長が指示した場合
非常体制B	1) 道路災害発生により、 <u>通行規制が発生した場合</u> (片側交互通行含む) 2) 対策部長が必要と判断した場合 3) 道路対策本部長が指示した場合
非常体制A	1) 道路災害発生により、 <u>大規模または、多数の道路災害が発生した場合</u> 2) 対策部長が必要と判断した場合 3) 道路対策本部長が指示した場合